

訪問介護サービスご利用者負担金額（要介護1～5の方）

ご利用者の負担金額（利用料の1割～3割）

※厚生労働大臣が定める基準による訪問介護のご利用者負担の金額です。
（表示は利用料の1割となっています。2割又は3割負担の方は表示の利用料の2倍又は3倍になります。）

生活援助	20分以上 45分未満	45分以上	—	—
	183円	225円	—	—

身体介護	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 30分ごとに加算
	167円	250円	396円	579円 +84

身体介護に引き 続き生活援助を 行った場合	20分以上	45分以上	70分以上	—
	身体介護利用料 +67円	身体介護利用料 +134円	身体介護利用料 +201円	—

通院等乗降介助	片道 99円
---------	--------

早朝・夜間の割増料金

早朝	午前6時以降午前8時以前のサービスの開始	上記の金額に25%加算
夜間	午後6時以降午後10時以前のサービスの開始	上記の金額に25%加算

初回加算

新規に訪問介護計画を作成し、初回の訪問介護サービスと同月内にサービス提供責任者が訪問介護サービスを提供した場合は又は他の訪問介護員に同行した場合200円加算になります。

緊急時訪問加算

ご利用者又はご家族からの要請により、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携して居宅サービス計画にない緊急訪問介護（身体介護）を行った場合100円加算になります。

生活機能向上連携加算

利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、指定訪問リハビリテーションを行った際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士等と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときには、初回の当該訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数100円が加算になります。

（裏面に続く）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

介護職員処遇改善加算は所定単位数の1000分の137相当する単位数が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

介護職員等特定処遇改善加算は所定単位数の1000分の42に相当する単位数が加算されます。

訪問介護令和3年9月30日までの上乗せ分（新型コロナウイルス感染症への対応）

訪問介護令和3年9月30日までの上乗せ分は所定単位数の1000分の1に相当する単位数が加算されます。

